

事業報告書

(自 令和 3年8月1日 至 令和 4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団輝会
- ①☐財団☒社団 (☐出資持分なし☒出資持分あり)
- ②☐社会医療法人☐特別医療法人☐特定医療法人
- ☐出資額限度法人☒その他
- ③☐基金制度採用☒基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市北区池田3丁目1番50号
- (3) 設立認可年月日 平成5年5月11日
- (4) 設立登記年月日 平成5年6月11日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	田ノ上歯科医院	熊本県熊本市北区池田 3丁目1番50号	病床数 0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和3年9月24日

令和2年度決算の決定

法人名 医療法人 社団 輝会
所在地 熊本市北区池田3丁目1番50号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 4年 7月 31日現在)

1. 資 産 額 40,283 千円
2. 負 債 額 19,528 千円
3. 純 資 産 額 20,755 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	18,925
B 固 定 資 産	21,358
C 資 産 合 計 (A + B)	40,283
D 負 債 合 計	19,528
E 純 資 産 (C - D)	20,755

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団輝会
所在地 熊本市北区池田3丁目1番50号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 4 年 7 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	18,925	I 流 動 負 債	795
II 固 定 資 産	21,358	II 固 定 負 債	18,733
1 有 形 固 定 資 産	2,910		
2 そ の 他 の 資 産	18,448	負 債 合 計	19,528
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	10,755
		純 資 産 合 計	20,755
資 産 合 計	40,283	負債・純資産合計	40,283

法人名 医療法人社団輝会
所在地 熊本市北区池田3丁目1番50号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
Ⅰ 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			37,353
2 事業費用			36,970
本来業務事業利益			383
事業利益			383
Ⅱ 事業外収益			1,693
Ⅲ 事業外費用			637
経常利益			1,439
税引前当期純利益			1,439
法人税等			96
当期純利益			1,343

法人名 医療法人社団輝会

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

所在地 熊本市北区池田3丁目1番50号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(1)、(2)とも取引はありません。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団輝会

理事長 田ノ上 輝 殿

私は、医療法人社団輝会の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月26日

医療法人社団輝会

監事

この報告書の写しは、原本と相違ありません

令和4年9月26日

医療法人社団輝会理事長